

HOKKAIDO BASKETBALL FEDERATION

For Players with an Intellectual Disability

北海道 FID バスケットボール連盟

規約 & 役員名簿

平成16年4月3日設立

北海道F I Dバスケットボール連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、北海道F I D（知的障害者）バスケットボール連盟と称し、北海道バスケットボール界における知的障害者競技団体を代表する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は、会長の指定する場所に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、北海道の知的障害者バスケットボール団体を統轄し、バスケットボール競技を愛する知的障害者とその支援者相互の親睦と団結を図り、知的障害者バスケットボールの普及と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 本連盟主催の大会を開催
2. 北海道内外における各種大会の案内、並びに選手またはチームの派遣
3. 競技の普及および強化を目指した講習会や練習会の開催
4. 必要に応じた北海道あるいは札幌市代表選手の選考会の開催
5. その他、目的を達成するための事業

第2章 組織

(会員)

第5条 本連盟は、次の個人と団体で組織する。

1. バスケットボールを愛好する知的障害者（含む児童・生徒）および知的障害者で構成されている団体
2. その他、本連盟の趣旨に賛同する個人および団体

(登録)

第6条 本連盟の登録は次による。

1. 団体として登録する。
2. 団体に所属できない場合は、個人登録でも可とする。

第3章 役員

(役員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 事務局長 1名
6. 理事 若干名
7. 監事 2名
8. その他、必要に応じて顧問・相談役をおくことができる。

(役員を選任)

第8条 役員を選任は次による。

1. 会長および副会長は、理事会の推薦により就任する。
2. 理事長は、理事の互選により選任し、会長が委嘱する。
3. 副理事長、事務局長および監事は、理事長が理事の中から選任し、会長が委嘱する。
4. 理事は、登録チームの代表者および会長が推薦した者とする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次による。

1. 会長は、本連盟を代表し、連盟の職務全般を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
3. 理事長は、本連盟の一般的業務を執行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。
5. 事務局長は、理事長の命を受け、本連盟の事務および会計を執行する。
6. 理事は、総会に出席し議案を審議するとともに、関係委員会に所属する。
7. 監事は、本連盟の会計を監査する。
8. 顧問は、会長が必要と認める事項について、意見を述べることができる。
9. 相談役は、必要に応じて相談を受け、回答や調整を行う。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次による。

1. 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 役員は、辞任又はその任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行われなければならない。
3. 補欠又は増員により就任した役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 会議

(総会)

第11条 総会の招集、構成および内容は次による。

1. 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事の過半数が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
2. 総会は、委任状を含め構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、定足数に満たない場合でも、出席構成員の過半数の賛同が得られれば会議を成立することができる。
3. 総会は、本連盟の役員、登録チームの代表者および個人会員で構成する。
4. 総会は、決算の承認、事業の決定、予算の議決、規約改正、役員改選およびその他必要事項を審議し決定する。
5. 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会)

第12条 理事会の招集、構成および内容は次による。

1. 理事会は、理事長が必要と認めるときに招集し、構成員の過半数の出席により成立する。
2. 理事会は、理事長、副理事長、理事、事務局長、監事および各委員会の代表で構成し、総会の審議事項作成および必要事項を処理する。
3. 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(委員会)

第13条 本連盟の事業を円滑に推進するため、次の委員会を置く。

1. 総務委員会
2. 競技委員会
3. 審判委員会
4. 強化普及委員会
5. 理事会が必要と認めた委員会

第5章 登録および会計

(登録)

第14条 本連盟に加入する会員（団体・個人）および本連盟の大会に参加するチームは、所定の手続きで登録しなければならない。なお、登録は毎年度更新することができる。

(経費および会計)

第15条 本連盟の経費および会計は次による。

1. 本連盟の経費は、登録費、寄付金、補助金およびその他の収入をこれにあてる。
2. 本連盟に登録する個人およびチームは、別に定める登録費を納入しなければならない。
3. 本連盟の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 補則

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、本連盟の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

〈付則〉

1. この規約は、2004年4月3日から施行する。
2. この規約の運用を明確にするために、別に細則を定める。
3. この規約は、2021年5月18日から施行する。(第7条「役員」と第9条「役員の任務」の改訂)

〈細則〉

1. 団体登録費(年額)は、次のとおりとする。

(1) 社会人クラブチーム	1 団体	5、000円
(2) 小学生、中学生又は高校生クラブチーム	1 団体	3、000円
(3) 小学校、中学校又は高校チーム	1 学校	3、000円

2. チームに所属しない個人の登録費(年額)は、次のとおりとし、小学生以下からは徴収しない

(1) 社会人	1 人	500円
(2) 中学生および高校生	1 人	300円